

大山町雇用創出促進交付金助成制度ができました

「新たに正規職員を採用しようと考えている町内の事業所を支援します」

本町では、雇用の創出と経済の活性化と若年者層の地元への定着を目的として、町内の事業所が正規職員を新規採用した時に、支援する制度を新たに創設しました。

助成の対象は

大山町内に拠点を置く事業者（法人、個人の区分を問いません）が大山町の住民を正規雇用（雇用期間の定めのない、社会保険に加入する雇用をいいます）する場合、当該事業者に対して法定福利費相当額（社会保険料）を助成します。

助成期間は

正規雇用後から3年間を限度とし、1年毎に本交付金を一括して助成します。

助成期日は

平成25年4月1日以降に正規雇用された職員について適用し、平成29年3月31日をもって申請の受付を終了します。

申請のタイミングは

雇用者（当該事業者）は、当制度に該当する雇用をした場合、速やかに「大山町雇用創出促進交付金助成申請書」を提出します。

助成金の交付は

町で審査後に「助成決定通知」を送付します。1年間雇用した後、「実績報告書」を提出すると、その年度の法定福利費相当額（社会保険料）を一括して助成します。

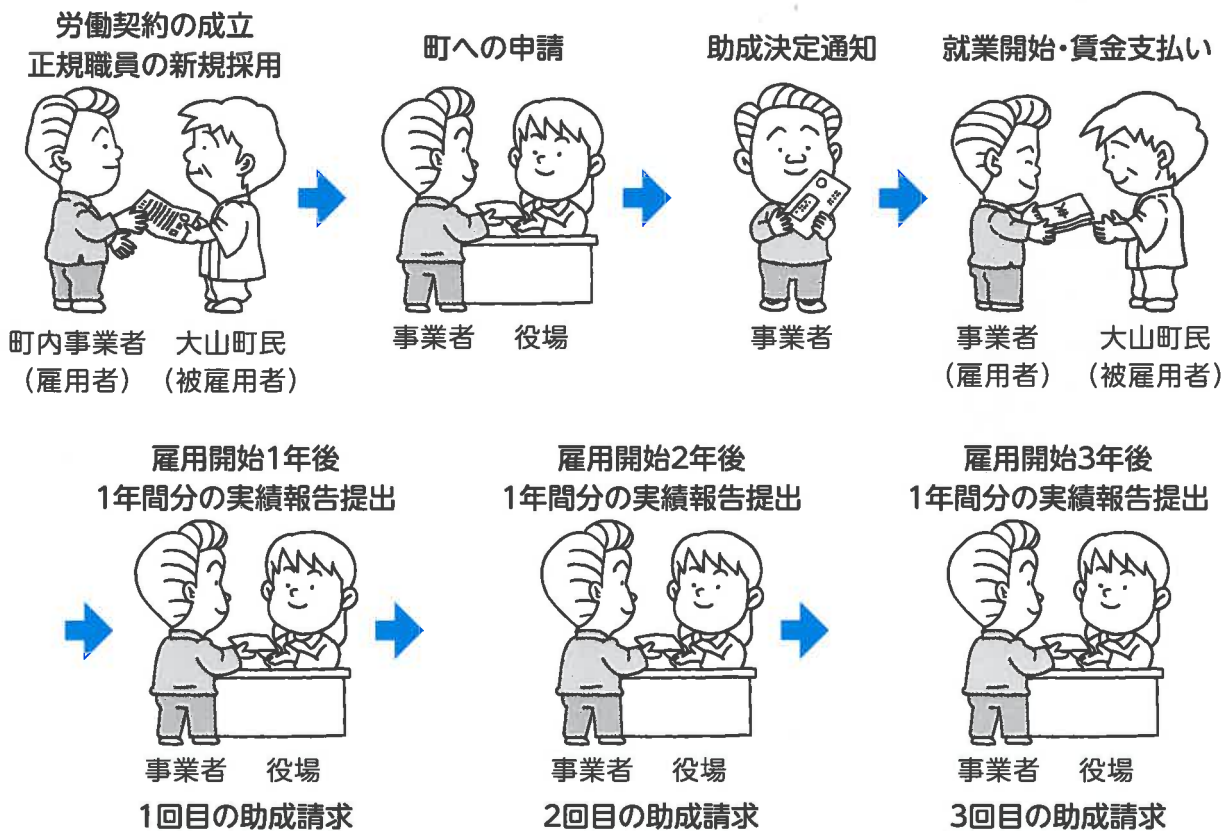
その他

要綱・申請書等はホームページに掲載しています。
<http://www.daisen.jp>

◆申請窓口・問い合わせ先
観光商工課

☎0859・53・3110

助成手続きの流れ



※助成金は請求後、口座振込みで支払われます。